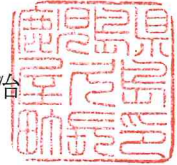


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成30年 9月 5日

屋久島町長 荒木 耕治



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
中間集落
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（検討会開催日）
平成30年8月30日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
3経営体
法人 1経営体
個人 2経営体
集落営農 0組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はあるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
・借り手を見つけることができない場合は農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
・新規就農の促進、担い手への農地集積に取り組む。
・農地保全管理活動と集落行事を絡めて行うことで地域住民の参画を図り、人材確保及び各団体との連携を深める。